

金融サービスを悪用したマネー・ローンダリング への対策に関する報告書

令和7年12月

金融サービスを悪用したマネー・ローンダリングへの対策に関する懇談会

第1　はじめに

第2　金融サービスを悪用したマネー・ローンダリングの状況

1　財産犯の発生状況と金融サービスの犯罪利用状況

- (1) 財産犯の被害状況
- (2) 特殊詐欺、SNS型投資・ロマンス詐欺の被害状況
- (3) 特殊詐欺、SNS型投資・ロマンス詐欺の主な被害金等交付形態

2　マネー・ローンダリング事犯の検挙等の状況

- (1) マネー・ローンダリング事犯の検挙事件数の推移
- (2) 組織的犯罪処罰法の没収・追徴規定の適用状況の推移
- (3) 預貯金通帳の不正な譲渡等の状況

3　情勢の分析

第3　マネー・ローンダリング対策の方向性

1　預貯金通帳の不正な譲渡等の罰則の在り方

- (1) 現行の罰則
- (2) 預貯金通帳の不正な譲渡等の状況
- (3) 預貯金口座が悪用された大規模なマネー・ローンダリング事犯
- (4) 議論
- (5) 対策の方向性

2　有償で他人に財産を移転させる行為（「送金バイト」を利用する行為）への対応

- (1) 新たな手口の発生
- (2) 犯罪収益移転防止法第28条等の適用可能性
- (3) 正当な社会経済活動等で行われる送金代行行為
- (4) 議論
- (5) 対策の方向性

3　「架空名義口座」を利用した新たな措置について

- (1) 「架空名義口座」を利用した新たな措置の概要
- (2) 第1回懇談会での議論
- (3) 第1回懇談会での議論を踏まえた「架空名義口座」を利用した新たな措置のイメージ
- (4) 第2回懇談会での議論
- (5) 対策の方向性

第4　おわりに

参考資料1　金融サービスを悪用したマネー・ローンダリングへの対策に関する懇談会
委員名簿

参考資料2　金融サービスを悪用したマネー・ローンダリングへの対策に関する懇談会
開催状況

第1　はじめに

現下の我が国の治安情勢をみると、匿名・流動型犯罪グループが特殊詐欺、SNS型投資・ロマンス詐欺等の様々な犯罪を実行しており、これらの犯罪による被害は極めて憂慮すべき状況にある。また、これらの犯罪においては、国民の社会経済に広く浸透している預貯金口座のほか、暗号資産といった近年新たな資金決済手段として台頭しているものまで、多岐にわたる金融サービスがマネー・ローンダリングに悪用されている実態がある。

このような状況を踏まえ、各方面の専門家により、金融サービスを悪用したマネー・ローンダリングへの実効的な対策について検討を行うため、令和7年9月18日以降計3回、各方面の専門家からなる本有識者懇談会を開催したところ、各回とも精力的な議論が展開された。

本報告書は、本懇談会における議論を踏まえたるべき対策の方向性を取りまとめたものである。

第2 金融サービスを悪用したマネー・ローンダリングの状況

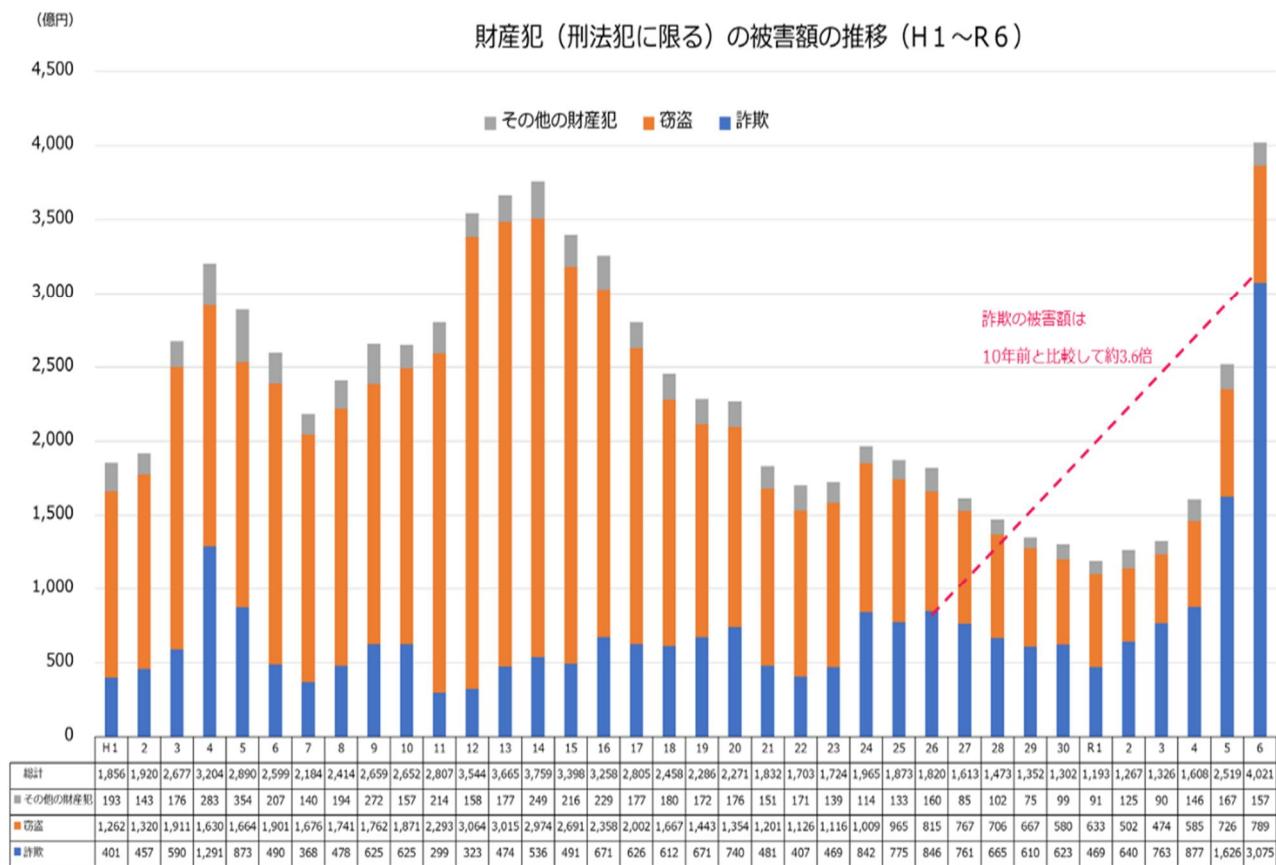
1 財産犯¹の発生状況と金融サービスの犯罪利用状況

マネー・ローンダリングは、様々な犯罪によって得た収益等を、その出所や真の所有者が分からないようにする行為であるところ、その前提犯罪となり得る特殊詐欺等の財産犯の被害状況については以下のとおりである。

(1) 財産犯の被害状況

財産犯（刑法犯に限る。）の被害額は近年増加を続けており、令和6年には約4,021億円と、平成元年以来最も高かった平成14年の水準を大きく上回った。その内訳を見ると、詐欺による被害額が約3,075億円となっており、これは10年前の平成26年の同被害額の約3.6倍である。

【図1】 財産犯の被害状況

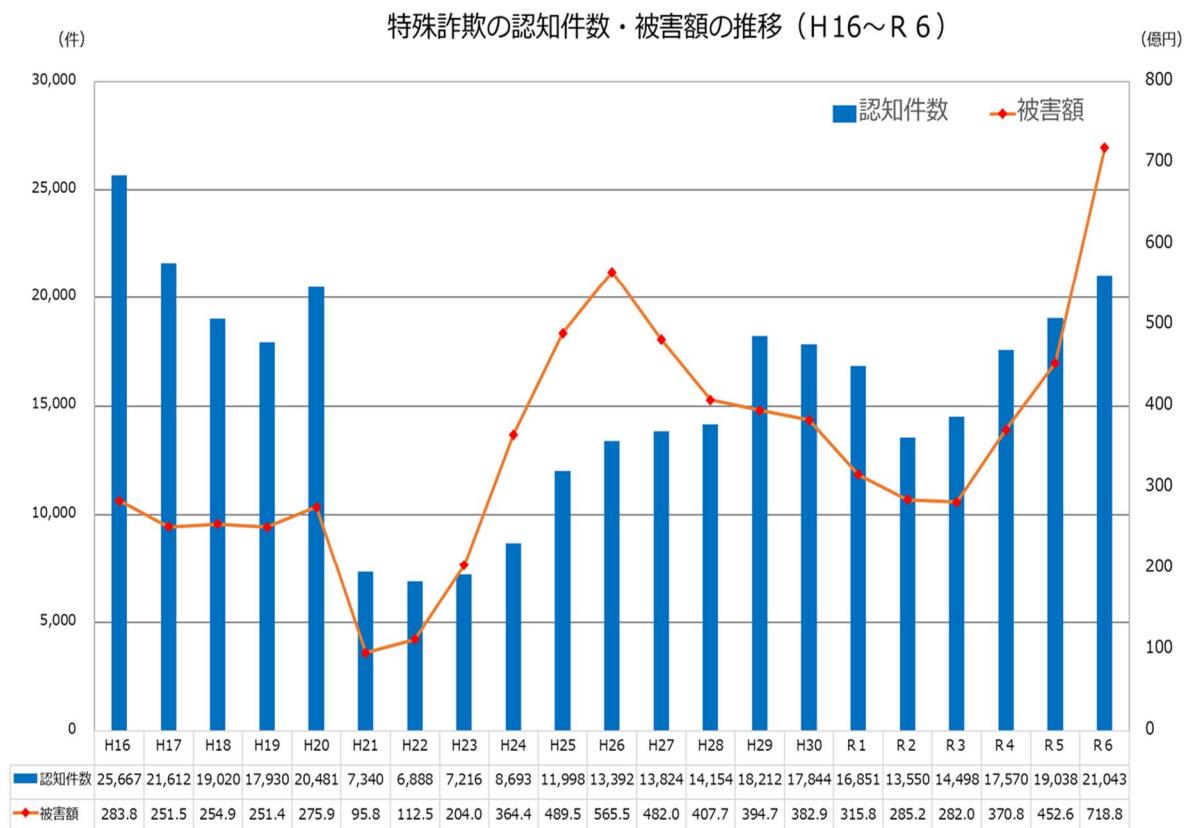


¹ 強盗、恐喝、窃盗、詐欺、横領及び占有離脱物横領

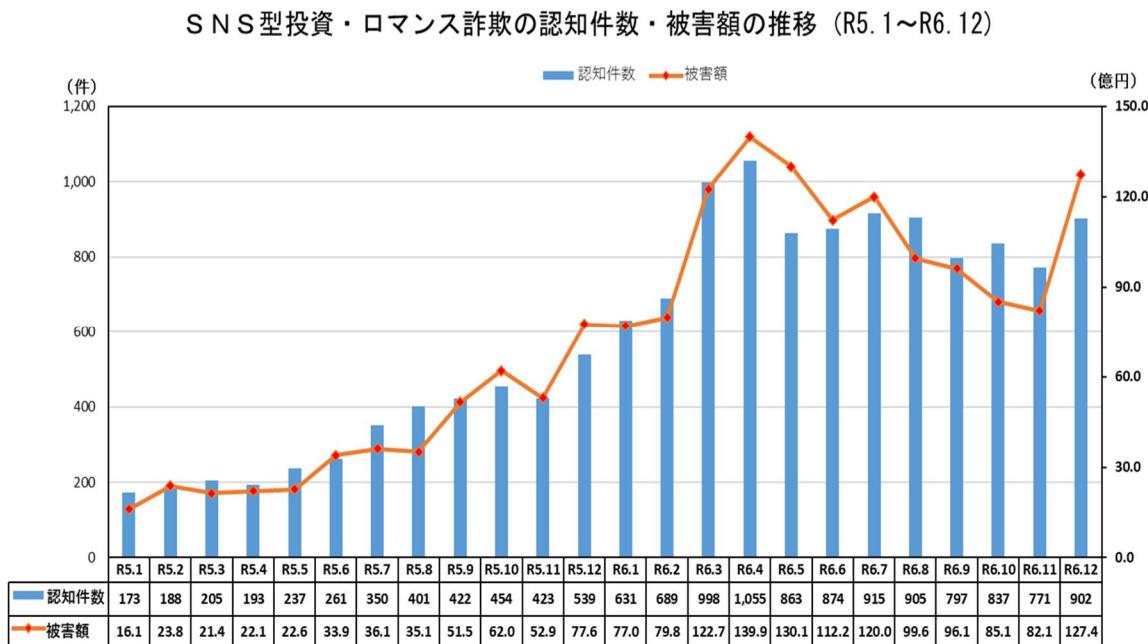
(2) 特殊詐欺、SNS型投資・ロマンス詐欺の被害状況

詐欺の中でも特殊詐欺及びSNS型投資・ロマンス詐欺の被害額の増加が著しい状況にあり、前者については、令和7年7月末の時点で、既に過去最悪となった令和6年の被害額約719億円を上回っている。また、後者についても、令和7年10月末の時点で、令和6年の被害額約1,272億円を上回るなど、極めて憂慮すべき状況となっている。

【図2】特殊詐欺の被害状況



【図3】SNS型投資・ロマンス詐欺の被害状況



※令和5年中の調査においては、SNS型ロマンス詐欺について、相手方が外国人又は海外居住者を名乗ったものを対象として実施

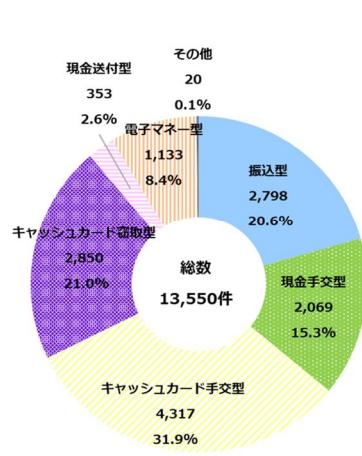
(3) 特殊詐欺、SNS型投資・ロマンス詐欺の主な被害金等交付形態

特殊詐欺及びSNS型投資・ロマンス詐欺に係る主な被害金等の交付形態については、近年では預貯金口座への振込みによる交付が大部分を占めている状況にある（令和6年中、前者については全体の約5割。後者については全体の約8割。）。

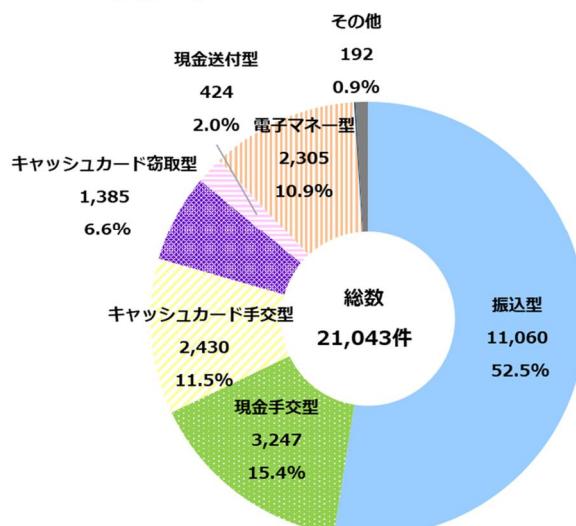
【図4】主な被害金等交付形態（特殊詐欺）

特殊詐欺

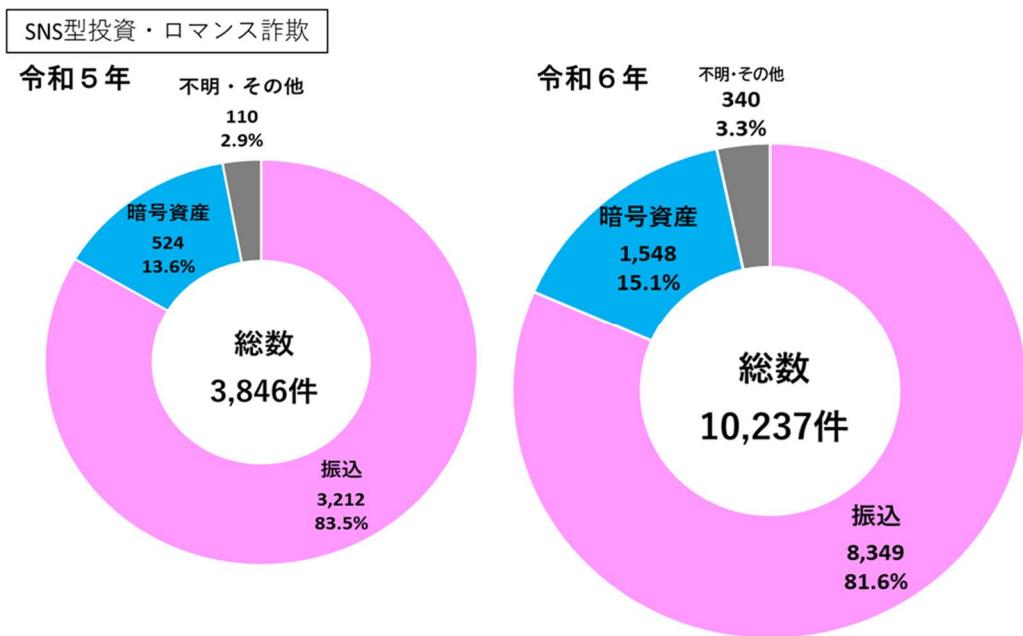
令和2年



令和6年



【図5】主な被害金等交付形態（SNS型投資・ロマンス詐欺）



※令和5年中の調査においては、SNS型ロマンス詐欺について、相手方が外国人又は海外居住者を名乗ったものを対象として実施

2 マネー・ローンダリング事犯²の検挙等の状況

(1) マネー・ローンダリング事犯の検挙事件数の推移

マネー・ローンダリング事犯の検挙事件数は、令和6年中は1,283件と、過去10年間で大幅に増加しており、特に組織的犯罪処罰法第10条（犯罪収益等隠匿）の検挙事件数は、令和6年中は1,037件と、過去10年間で約4.4倍となっている。

【図6】マネー・ローンダリング事犯の検挙事件数の推移（H27～R6）

区分	年次	平成27	28	29	30	令和1	2	3	4	5	6
総数（件）		389(94)	388(76)	361(50)	511(65)	537(58)	600(58)	632(64)	726(64)	909(57)	1,283(80)
組織的犯罪処罰法違反（件）		381(89)	380(70)	353(46)	504(62)	528(51)	597(57)	623(60)	709(62)	888(54)	1,262(71)
法人等事業経営支配（第9条）		2(0)	0(0)	2(0)	1(0)	0(0)	2(0)	0(0)	1(1)	1(0)	4(0)
犯罪収益等隠匿（第10条）		234(43)	268(45)	240(22)	377(36)	378(32)	413(27)	461(32)	578(43)	696(39)	1,037(45)
犯罪収益等收受（第11条）		145(46)	112(25)	111(24)	126(26)	150(19)	182(30)	162(28)	130(18)	191(15)	221(26)
麻薬特例法違反（件）		8(5)	8(6)	8(4)	7(3)	9(7)	3(1)	9(4)	17(2)	21(3)	21(9)
薬物犯罪収益等隠匿（第6条）		5(3)	5(4)	7(3)	5(2)	8(6)	3(1)	5(2)	15(2)	20(3)	17(6)
薬物犯罪収益等收受（第7条）		3(2)	3(2)	1(1)	2(1)	1(1)	0(0)	4(2)	2(0)	1(0)	4(3)

注：括弧内は、暴力団構成員等によるものを示す。

² 組織的な犯罪の处罚及び犯罪収益の規制等に関する法律（平成11年法律第136号）第9条、第10条及び第11条並びに国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律（平成3年法律第94号）第6条及び第7条に規定する罪をいう。

(2) 組織的犯罪処罰法の没収・追徴規定の適用状況の推移

組織的犯罪処罰法の規定による犯罪収益等の没収・追徴の状況をみると、令和6年中では総額約22.6億円に上るところであり、剥奪された犯罪収益等の金額は増加している。

【図7】組織的犯罪処罰法の没収・追徴規定の適用状況の推移（R2～R6）

	年次	没 収		追 徹		総 数	
		人員(人)	金額(千円)	人員(人)	金額(千円)	人員(人)	金額(千円)
組織的犯罪処罰法	令和2	83	352,900	68	1,156,082	151	1,508,982
	3	72	217,888	62	1,476,380	134	1,694,268
	4	76	205,665	92	1,342,766	168	1,548,431
	5	119	353,107	103	1,267,096	222	1,620,204
	6	110	491,081	99	1,764,624	209	2,255,705

※令和7年3月末現在の法務省資料による。

(3) 預貯金通帳の不正な譲渡等の状況

犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成19年法律第22号。以下「犯罪収益移転防止法」という。）³第28条違反の検挙件数や預貯金口座の利用停止・強制解約等の状況をみると、総じて不正譲渡等された預貯金口座の不正利用が後を絶たない状況である（詳細は後記第3の1(2)参照。）。

3 情勢の分析

これまでに見たとおり、匿名・流動型犯罪グループが実行する特殊詐欺やSNS型投資・ロマンス詐欺の被害が近年急速に増加しており、その中でも振込型によるものが特に増加している。これらの犯罪においては、犯罪グループが匿名性を高めるため、被害金の振込先口座等に他人名義口座を利用することが多く、これにより犯罪収益等の隠匿が行われた結果、マネー・ローンダーリング事犯の検挙事件数も増加しているものと考えられる。こうした状況を踏まえれば、預貯金契約等の金融サービスがマネー・ローンダーリングに悪用されている状況にあるといえることから、金融サービスを利用したマネー・ローンダーリングへの実効的な対策が急務である。

³ 犯罪収益移転防止法においては、犯罪による収益の移転を防止するため、マネー・ローンダーリングに利用されるおそれのある特定の事業者（以下「特定事業者」という。）に対し、そのリスクを抑制し、また、マネー・ローンダーリングが行われた場合における資金の追跡を可能とするよう、必要な措置を講ずることを義務付けている。具体的には、こうした特定事業者には、銀行、資金決済に関する法律（平成21年法律第59号）第2条第3項に規定する資金移動業者、同法第2条第16項に規定する暗号資産交換業者といった各種金融サービスを提供する事業者が含まれ、これら事業者が預貯金口座の開設等の特定の取引を行うに際し、その顧客等の本人特定事項の確認やマネー・ローンダーリングと疑わしい取引の届出等を行うこと等を義務付けている。なお、「犯罪による収益」とは、組織的犯罪処罰法第2条第4項に規定する犯罪収益等又は国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るために麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律（平成3年法律第94号）第2条第5項に規定する薬物犯罪収益等をいう。

第3 マネー・ローンダリング対策の方向性

本懇談会においては、金融サービスを悪用したマネー・ローンダリングへの実効的な対策を検討するに当たり、以上のような現状を踏まえ、主に次の論点について議論を行った。

- 1 預貯金通帳の不正な譲渡等の罰則の在り方
- 2 有償で他人に財産を移転させる行為（「送金バイト」を利用する行為）への対応
- 3 「架空名義口座」を利用した新たな措置

本項は、各論点について、委員からの主な意見に触れつつ、対策の方向性をまとめたものである。

1 預貯金通帳の不正な譲渡等の罰則の在り方

(1) 現行の罰則

犯罪収益移転防止法第28条から第30条までにおいては、預貯金口座等の不正な利用を防止する観点から、預貯金通帳、キャッシュカードをはじめ、暗号資産交換に係るアカウント情報、為替取引カード等各種金融サービスを利用するためには必要な情報等の不正な譲渡等について罰則が規定されている。

① 犯罪収益移転防止法第28条の条文

同条では、預貯金通帳の不正な譲渡等に係る各行為について、次のとおり4項にわたりて罰則が規定されている。

(第28条)

1 他人になりすまして特定事業者（中略）との間における預貯金契約（中略）に係る役務の提供を受けること又はこれを第三者にさせることを目的として、当該預貯金契約に係る預貯金通帳、預貯金の引出用のカード、預貯金の引出し又は振込みに必要な情報その他特定事業者との間における預貯金契約に係る役務の提供を受けるために必要なもの（中略）を譲り受け、その交付を受け、又はその提供を受けた者は、一年以下の拘禁刑若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。通常の商取引又は金融取引として行われるものであることその他の正当な理由がないのに、有償で、預貯金通帳等を譲り受け、その交付を受け、又はその提供を受けた者も、同様とする。

2 相手方に前項前段の目的があることの情を知って、その者に預貯金通帳等を譲り渡し、交付し、又は提供した者も、同項と同様とする。通常の商取引又は金融取引として行われるものであることその他の正当な理由がないのに、有償で、預貯金通帳等を譲り渡し、交付し、又は提供した者も、同様とする。

3 業として前二項の罪に当たる行為をした者は、三年以下の拘禁刑若しくは五

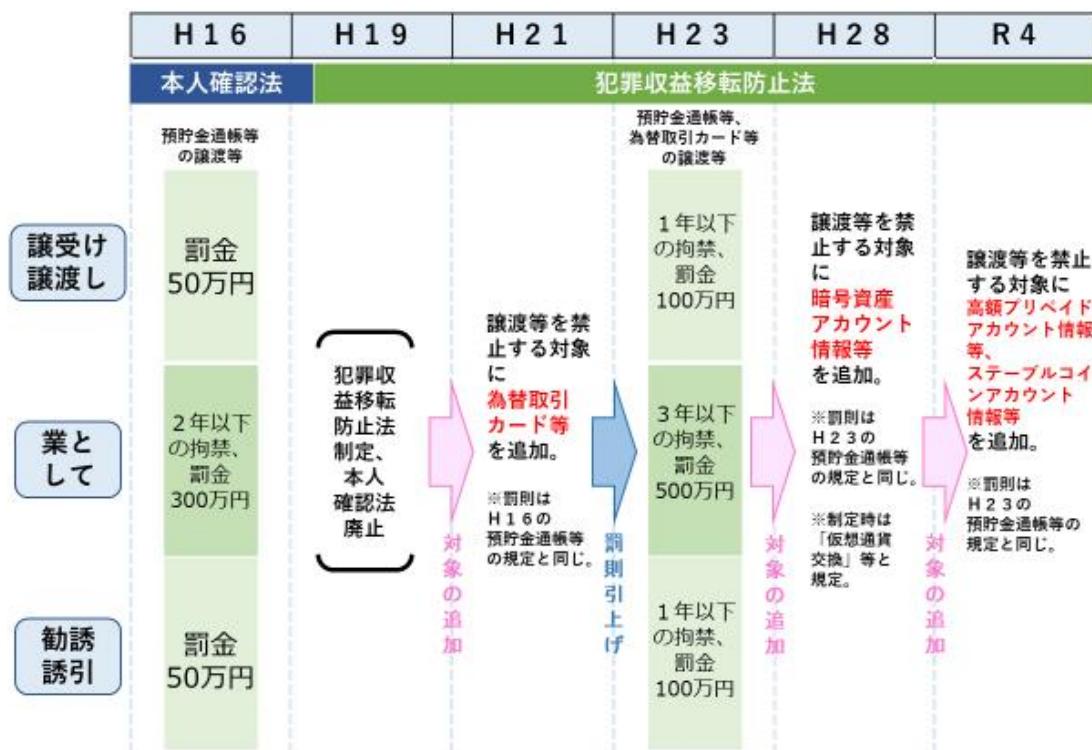
百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

4 第一項又は第二項の罪に当たる行為をするよう、人を勧誘し、又は広告その他これに類似する方法により人を誘引した者も、第一項と同様とする。

② 法定刑の変遷

預貯金通帳の不正な譲渡等についての罰則は、犯罪収益移転防止法の前身である金融機関等による顧客等の本人確認及び預金口座等の不正な利用の防止に関する法律（平成 14 年法律第 32 号）において、平成 16 年に初めて規定が創設され、当初は現行の犯罪収益移転防止法第 28 条の第 1 項、第 2 項及び第 4 項に規定する行為についてはそれぞれ罰金 50 万円、第 3 項に規定する行為については、2 年以下の拘禁刑若しくは 300 万円以下の罰金、又はこれを併科とされていた。その後、平成 23 年に罰則が引き上げられ、各行為の法定刑は現行のとおりとなっている。また、平成 16 年に罰則が創設されて以降、禁止対象となる金融サービスも順次追加されているところである。

【図 8】 法定刑の変遷



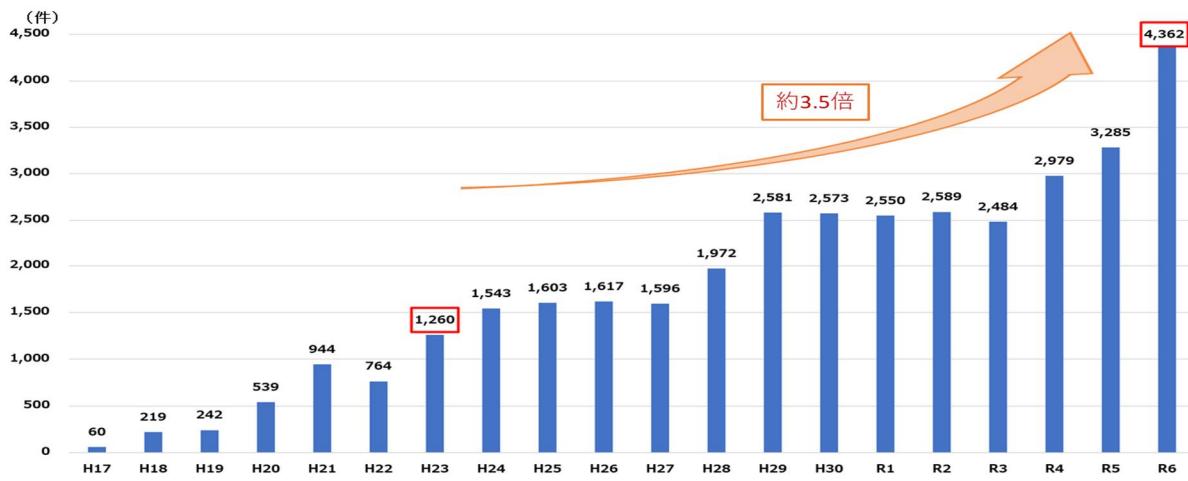
(2) 預貯金通帳の不正な譲渡等の状況

① 検挙状況

犯罪収益移転防止法第 28 条違反の検挙状況をみると、令和 6 年の検挙件数は

4,362 件と、現行の法定刑に引き上げられた平成 23 年の検挙件数（1,260 件）の約 3.5 倍となっており、当該法定刑の引上げ後も検挙件数は引き続き増加を続けていく。

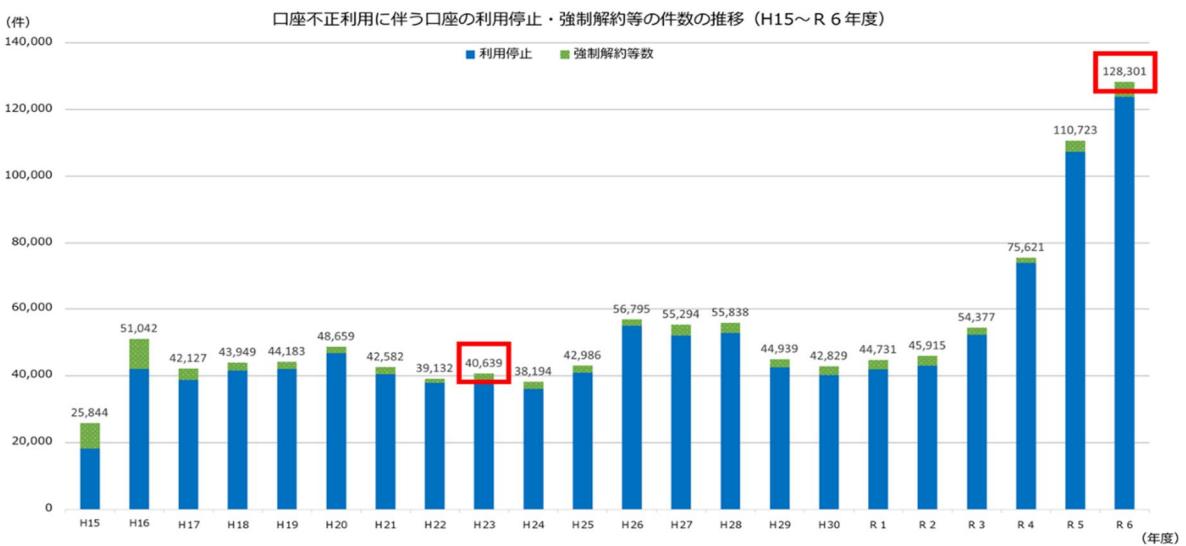
【図 9】 犯罪収益移転防止法第 28 条違反の検挙件数の推移（H17～R6）



② 犯罪等に不正利用された預貯金口座の利用停止・強制解約等の状況

金融機関においては、犯罪等に不正利用された預貯金口座の利用停止・強制解約等の対応を行っているところ、その件数については、令和 6 年度中の利用停止・強制解約等は 128,301 件と、平成 23 年度中の件数（40,639 件）の約 3 倍となっている。

【図 10】 預貯金口座の利用停止・強制解約等の状況



出典 : <https://www.zenginkyo.or.jp/hanzai/statistics/>（一般社団法人全国銀行協会ホームページ「口座不正利用」に関するアンケート結果）のデータを利用して作成)

(3) 預貯金口座の売買価格等の変化

預貯金口座の実際の売買価格は、警察庁において把握した犯罪収益移転防止法違反等の検挙事例のうち、販売価格が判明したものから抽出・分析したところによると、令和6年における売買価格は、現行の預貯金通帳の不正な譲渡等の罰則が制定された平成23年頃と比較して、平均値ベースで約1.5倍、最大値ベースで約7.1倍である。

【図11】 預貯金口座の売買価格等の変化

対象年	最大値	最小値	平均値
平成23、24年	7万円	0.8万円	2.4万円
令和6年	50万円	0.5万円	3.5万円

(3) 預貯金口座が悪用された大規模なマネー・ローンダリング事犯

マネー・ローンダリングの手口は時代の変遷とともに巧妙化・多様化しており、最近の預貯金口座等が悪用された大規模なマネー・ローンダリング事犯として、以下の事件が発生した。

事例 法人口座を悪用した組織的巨額マネー・ローンダリング事件（令和6年）

報酬目的で実体のない法人の代表者となる者をSNS等で募り、方法を指南した上で法人の設立及び法人名義口座の開設をさせ、同法人名義口座を利用して犯罪収益をマネー・ローンダリングしたとして、犯罪グループのメンバーを検挙。同犯罪グループについては、約500の実体のない法人と約4,000の法人名義口座を組織的に管理して、他の犯罪グループが実行した特殊詐欺、SNS型投資・ロマンス詐欺、オンラインカジノ等による犯罪収益のマネー・ローンダリングを請け負っていた。

(4) 議論

現下の預貯金通帳の不正な譲渡等の状況をみると、現行の罰則の感銘力は違反行為の抑止に十分な効果を發揮しておらず、目先の利益を得るために安易に預貯金口座を売る者が後を絶たない状況にあるものと考えられたことを踏まえ、より高い感銘力を担保するための罰則の引上げについて議論を行ったところ、主に以下のような意見があった。

（主な意見）

- 罰則による抑止効果が十分でないであれば罰則の強化を考えることは当然にあり得る。一般論として、罰則を強化すべき理由（立法事実）があるといえるか、

強化の程度については、慎重に検討する必要がある。

- 法定刑の引上げをするためには、当該罰則が当該行為の当罰性や法益侵害性と均衡を保っていることが必要であり、平成23年の改正以降、当該行為の当罰性や法益侵害性等について変化があったといった立法事実を示すことが重要である。銀行口座等は名義人自身のみが利用することが想定されており、これを第三者に譲渡する行為は、銀行口座等の適切な利用を侵害する行為と評価できる。また、当該行為の当罰性の評価に際しては、他人名義の口座を利用することで特殊詐欺やマネー・ローンダリングなどの重大犯罪が行われているという実態を十分に評価する必要があり、特殊詐欺等の前提行為という観点からも、いわば財産犯罪の予備的な行為としての当罰性を有するところに着目すべきである。犯罪収益移転防止法第28条は預貯金口座の利用の適正という社会的法益に対する罪であり、預貯金口座が詐欺等の財産犯に使われているからといって、同罪が個人的法益に対する罪であるというわけではないが、詐欺等の財産犯に預貯金口座等が不正に用いられ、しかも、その被害が拡大している現状から、口座の利用の適正に関する社会的ニーズが更に強くなっていることから、社会的な法益の保護の重要性が一層重要な要素になっているということだと考えられる。このような法益の重要性や重大性に鑑みると、法定刑の引上げにも十分な理由がある。その上で、具体的にどの程度引き上げるべきかについては、関連する犯罪類型の罰則等を参考しながら、具体的に検討することが有益である。
- 近年の犯罪収益移転防止法違反の起訴猶予率（起訴人員及び起訴猶予人員の合計に占める起訴猶予人員の比率をいう。）は6割ほどであり、起訴された場合でも、そのうち8割5分が略式命令による罰金で処理されている。法定刑を引き上げることには、こうした実務の運用を変化させ、抑止力を向上させるという意味もあるのではないか。
- 本人確認の徹底や口座開設審査の厳格化によって不正利用目的での口座開設防止を図っているが、口座売買が犯罪であるとの社会的認知度は低く、正規に開設された口座の違法譲渡による不正利用が抑止できていない。厳罰化と併せて広報を強化する必要がある。
- 行政法では、まずは、各種行政措置を行う権限を行政機関に与えた上で、それが守られなかった場合の制裁として罰則が設けられることが多い。今後、法定刑の引上げと併せて犯罪収益移転防止法における特定事業者に対する規制の在り方等についても検討するべきではないか。
- 口座番号を第三者に提供しても不正利用ができないようにする観点から、暗号技術を活用し、現状のように誰でも口座番号さえ知っていれば振込みができるというのではなくて、同一の口座であっても振込者ごとに異なる口座番号の仕組みを作ることによって、正常な活動は許容しつつも、本人の知らないところで入金が

されてしまうという事態は防げるのではないか。

- 一般人の感覚として、現行の法定刑がかなり軽いように感じる。厳罰化をしてほしいというのが一般的な意見だろう。

(5) 対策の方向性

以上のような議論を踏まえ、対策の方向性について、以下の共通認識が得られた。

【対策の方向性】

- 預貯金口座が特殊詐欺等に不正に利用されていることを踏まえると、預貯金通帳の不正な譲渡等については、特殊詐欺等の前提となり得る犯罪といえるところ、近年特殊詐欺等の被害が急速に増加している状況等を踏まえると、預貯金通帳の不正な譲渡等は当罰性が一層高まっているといえ、また、預貯金口座等の利用の適正という社会的法益の保護の重要性も増しているといえる。これらを踏まえると、預貯金通帳の不正な譲渡等の法定刑を引き上げるべきである。
- 法定刑の引上げの程度については、他法令との均衡を考慮しつつ検討すべきである。
- 本法定刑の引上げに当たっては、預貯金通帳の不正な譲渡等が犯罪であることの広報の強化も併せて実施していく必要がある。

2 有償で他人に財産を移転させる行為（「送金バイト」を利用する行為）への対応

(1) 新たな手口の発生

特殊詐欺等の犯罪を実行する匿名・流動型犯罪グループは、その手口の巧妙化を図ってきており、最近では、有償で他人に依頼して当該他人名義の預貯金口座等を介して送金をさせる行為（「送金バイト」を利用する行為）が行われている。具体的には、SNS等を通じて送金を代行するバイトを募集した上で、これに応募した口座名義人に対し、その者の名義の預貯金口座の使用・管理を継続させながら、当該預貯金口座に振り込まれた財産を指定された別の預貯金口座に送金させる新たな手口がみられる。

① 具体的な事例

- 動画閲覧サイトで知り合った相手から預貯金口座を使って金銭を送金する仕事を紹介され、相手に自己名義の預貯金口座の口座番号を教示。その後、当該口座に振り込まれた金額を指定された口座へ送金。1回当たり 5,000 円の報酬を受領。（令和 6 年 10 月、岡山県警）
- SNS で「口座番号、暗号資産のアカウント等を教示するだけで、振り込まれた額の 3 パーセントが報酬となる。」旨の書き込みを発見し応募。暗号資産のアカウント、自己名義の預貯金口座の口座番号等を教示。振り込まれた金額から自分が受け取る報酬を差し引き、残りを暗号資産の口座へ送金。（令和 6 年 4 月、福島県警）
- SNS で知り合った外国人に依頼され、送金をするバイトの認識で自己名義の預貯金口座の口座番号を教示。その後、振り込まれた金額を指示どおりに暗号資産、ステーブルコインに換えて、指示された口座へ移転。5 回ほど送金を行い、合計約 5 万円の報酬を受領。（令和 6 年 8 月、三重県警）
- SNS で知り合った女性から、「あなたの口座に資金を振り込むので、そのお金でギフトカードを購入して、シリアルナンバーを送ってほしい。」と言われ、自己名義の預貯金口座の口座番号を相手方に教示。その後、入金された金銭で指示どおりギフトカードや暗号資産を購入し、相手に送付。入金された金銭の一部を報酬として受領。（令和 6 年 10 月、京都府警）

② 「送金バイト」の特徴

前記①にあるような「送金バイト」を利用する行為に共通する特徴として、次のような点が挙げられる。

- ・ 依頼者は、SNS 等を通じて非対面で送金行為者を募集。
- ・ 送金行為者に対しては報酬が支払われるケースが大半。
- ・ 送金行為者は、自己の預貯金口座を売却して完全に支配権や管理権までを譲

り渡すのではなく、自らは預貯金口座等を引き続き使用しつつ、他の口座（犯罪利用口座）への送金行為を実施。

(2) 犯罪収益移転防止法第28条等の適用可能性

こうした「送金バイト」を利用する行為については、移転した財産が犯罪収益等に当たり、かつ、送金行為者において当該財産が犯罪収益等であるとの認識を有すると認められるときは、組織的犯罪処罰法第10条の犯罪収益等の仮装・隠匿等に当たる場合もあるが、送金行為者において移転する財産が犯罪収益等であるとの認識がない場合には、その適用が困難である。

また、次に記載のとおり、「送金バイト」を利用する行為に対して現行の犯罪収益移転防止法第28条等の罰則（P8-1(1)①参照）を適用することは基本的に困難である。

① なりすましの目的があるといえるか

「送金バイト」の行為者は、自身の名義の預貯金口座を使って自ら送金を行っており、送金依頼者が送金行為者になりすまして、同人と特定事業者との間における預貯金契約に係る役務の提供を受けているわけではないと解される。

② 役務の提供等を受けるために必要な情報を渡しているといえるか

「送金バイト」の行為者が、「送金バイト」をするために送金依頼者に対して提供するのは、送金する財産を受け取る際に使う自身の預貯金口座の口座番号等のみである。この点、犯罪収益移転防止法第28条第1項にいう「預貯金の引出し又は振込みに必要な情報」とは、キャッシングカードの暗証番号や、いわゆるネットバンキングにおいて、他の口座に金を振り込むために必要となるIDやパスワード等のように、預貯金口座を特定し、口座名義人と利用者との同一性を識別するための情報等といった、預貯金口座内の資金を直接移動等するのに必要な情報を指すものと解されているところ、「送金バイト」で送金依頼者に対して提供される口座番号等は、通常は預貯金口座等を特定する情報であるものの口座名義人と利用者との同一性を識別するための情報とはいえない。また、通常は口座番号等のみで預貯金口座等にある財産を移転させることはできないことから、口座番号等のみを提供することは、基本的には同項にいう「役務の提供を受けるために必要な」情報を渡しているとも解されない。

(3) 正当な社会経済活動等で行われる送金代行行為

「送金バイト」を利用する行為が新たなマネー・ローンダリング行為としてみられる一方で、以下に挙げられるように、正当な社会経済活動や商取引の一環として、他

者から依頼されて送金を行うことは広くみられるところである。

- 銀行等、為替取引を法律上代行することができる者が、顧客等の依頼を受けて、指定先に送金を行う。
- 食事の会費を代表者が決済アプリや口座振込で集金し、店舗に一括で支払う。
- アプリの操作に自信がない甲の祖父が甲の母に現金を手渡し、母が祖父に代わり遠方に暮らす甲へ、アプリを使って甲の母のアカウントで送金をする。
- 自身の消費に係る支払に必要な口座振込を家族に任せる。

(4) 議論

第1回懇談会では、

- 「送金バイト」を利用する行為に関する新たな規制の必要性
- 検討に当たって、上記の正当な社会経済活動や商取引の一環として行われる送金代行行為が規制の対象にならないよう配慮する必要性について議論を行ったところ、懇談会を通じて、主に以下の意見があった。
(主な意見)
 - 「送金バイト」を利用する行為は、実質的には他人名義の銀行口座等を不適切に利用する行為であり、犯罪収益移転防止法第28条に該当する行為と実質的には同価値の行為といえるところ、同条の構成要件該当性を認めて処罰対象にすることは困難である。その意味では、当該行為は、まさに同条の脱法的行為といえるのであり、同条の実効性を担保するという観点からも、このような脱法行為を処罰する規定を設けることの必要性が高い。
 - 現行の犯罪収益移転防止法第28条は適用困難であることを考慮すると、解釈問題とするより新たに規定を置くべき。「正当な理由」で処罰対象行為を明確にする方針にも賛成である。
 - 「正当な理由」があるかどうかとは別に、「有償」の場合に限る旨の要件を設ける理由については、一般に、送金行為を無償で行う者は善意であり正当性があるものがほとんどであると考えられるが、正当性という要素だけで当罰性がないものを全て除外できるかというと、例えば口座を作れない人間に代わって無償で送金を行う行為の中には正当性が認められないものもあるかもしれない。しかしながら、「無償」の行為は、正当ではないとしても、反復模倣される危険性は少なく、当罰性が高い行為とはいえないだろう。すなわち、無償であれば正当性があるとは必ずしもいえないであり、正当かどうかとは別の要件として、有償行為に限定する要件を設ける意義はある。
 - 「送金バイト」行為は、正規口座の正常取引に紛れ込む、外形的には正常な取引に見える行為であり、モニタリング時の検知シナリオの精緻化、高度化を図っても、その検知は容易でない。犯罪化は抑止に非常に有効であるが、犯罪である旨の周知

も併せて行うことが必要。

- 被害に遭わないためには啓発活動が重要だが、啓発のみでは防げないケースも多いので、罰則創設も是非実現してほしい。
- 「送金バイト」を利用する行為は、預貯金口座の不正譲渡の脱法的行為であるとはいって、新設する罰則であり、その法定刑について、今回引上げを検討している既存の犯罪収益移転防止法第 28 条の法定刑と全く同じことには躊躇がある。同条よりも法定刑を下げた上で罰則を新設することが適當かもしれない。

(5) 対策の方向性

以上のような議論を踏まえ、対策の方向性について、以下の共通認識が得られた。

【対策の方向性】

- 「送金バイト」を利用する行為は、実質的には他人名義の銀行口座等を不正に利用する行為であり、犯罪収益移転防止法第 28 条等に該当する行為と実質的には同価値の行為といえるところ、同条の構成要件該当性を認めて処罰対象にすることは基本的に困難である。その意味では、当該行為は、まさに同条の脱法的行為といえ、同条の実効性を担保するという観点から、このような行為を処罰することを可能とするための罰則を創設する必要がある。
- 規制に当たっては、当罰性の高い行為に対象を限定する観点から、有償での送金行為に限定の上、「正当な理由」があるものを対象から除くため、目的要件を付すなど、正当な社会経済活動等の一環で行われる送金代行行為を規制の対象から除く必要がある。この点、無償で送金を行なう行為の中には、正当性が認められないものも観念し得るが、こうした無償で行われる行為は、行為者がそれによって利益を得るものではない点で、また、反復模倣される危険性は少ない点で、当罰性が高いものとはいえないため、「正当な理由」があるかどうかに加えて、有償であることを要件として罰則対象行為を限定すべきである。
- 本罰則の創設に当たっては、「送金バイト」行為やこれを利用する行為が犯罪となることの広報も併せて実施していく必要がある。

3 「架空名義口座」を利用した新たな措置について

これまで警察においては、預貯金口座等の利用の適正を図る対策として、取締りに加え、金融機関、関係省庁等と連携して

- ・ 預貯金口座の不正な開設を防止するための本人確認方法の厳格化
- ・ インターネット上の口座売買の勧誘・誘引に係る情報の削除
- ・ 在留外国人に係る在留期間満了日翌日以降の預貯金口座等の管理の厳格化
- ・ 犯罪に利用された預貯金口座の凍結等
- ・ 金融機関におけるモニタリングの強化、金融機関と警察の連携体制の強化

といった様々な取組を推進してきたが、預貯金口座等が悪用されて行われる特殊詐欺等の情勢は悪化の一途をたどっているところである。

こうした状況を踏まえると、実効的に預貯金口座等の悪用を防止するためには、前記1・2で議論した罰則の見直しのみならず、預貯金口座等が犯罪に利用されることを防止するための新たな施策を行うことが必要であるといえる。

そこで本項では、預貯金口座等の犯罪利用を防止する新たな措置である「架空名義口座」(警察が金融機関等の協力を得て開設する架空の名義の預貯金口座等。)を利用した措置についてその具体的な在り方についてまとめた。

(1) 「架空名義口座」を利用した新たな措置の概要

本懇談会では、「架空名義口座」を利用した新たな措置について、次のとおり概要を作成の上、議論を行った。

【概要】

- ① 金融機関等の協力を得て「架空名義口座」を開設する。
- ② 預貯金口座等の譲渡や「送金バイト」をSNS等で誘引する者に対し、警察官がその身分を隠して応募等をする。
- ③ 誘引する者等に対して警察官が口座譲渡等を行う。
- ④ 犯罪グループに渡った「架空名義口座」については、金融機関等に適宜必要な協力を求めつつ、その利用状況(ex. 特殊詐欺の詐取金の振込先として悪用される等)を確認、同口座の利用停止等の措置を講じるなどして、財産の移転を防止する。

(2) 第1回懇談会での議論

第1回懇談会では、

- ① 本措置の法的性質
- ② 本措置の必要性・相当性
- ③ 「架空名義口座」に移転した財産の取扱い

④ 返還先の特定されない財産の取扱い⁴

について議論を行ったところ、懇談会を通じて、主に以下のような意見があった。

(主な意見)

① 本措置の法的性質

- 本措置は、「架空名義口座」があることで、口座を買う者が減るという意味での抑止と、これが使われた場合にそこに金銭が振り込まれても引き出せず、金銭を移転させるような犯罪を抑止するという効果を有するものであり、犯罪の防止という行政目的を持った行政警察活動である。
- 純粹な行政活動と行政警察的な活動とは、目的の捉え方によって異なる。犯罪グループに財産が渡らないように止めることは純粹な行政作用ではなく、行政法の分野のうち行政警察的な活動となるといえるのではないか。
- 行政的な措置の中で得られた情報を犯罪の捜査の中で用いる場合には、その情報の適切な取扱いが重要である。

② 本措置の必要性・相当性

- 既存のマネー・ローンダリング対策には限界があることから、「架空名義口座」を利用した新たな措置を講じる必要性は高い。
- 本措置は、S N S で口座買取りや「送金バイト」を呼び掛ける者に対してアプローチするものであり、元々犯意がなかった者に犯罪を実行させる性質のものではない。それゆえ、「架空名義口座」を利用した措置は、それがなければ起こらなかつた犯罪を誘発するものではなく、相当性があるものといえる。
- 「架空名義口座」によって一般消費者に何か実害が生じるということはないので良いと思う。
- 通常、行政上の措置に関しては、その行政目的に照らして、当該措置によって達成される効果と当該措置による権利の侵害の程度との均衡を考えることとなる。しかしながら、今回の「架空名義口座」を利用した措置については、その対象者との関係で何らかの権利の侵害というものは考えられない。問題にするとすれば、警察が譲渡した「架空名義口座」に財産を振り込むなどして被害を受けた者との関係であるが、犯罪グループは警察が口座を譲渡しなかつたとしても別の者から口座を買って犯罪を行うであろうから、警察の行為によってそうでなければ起こらなかつた新たな犯罪が行われたというものではない。加えて、被害者への被害回復がなされることが前提の制度であるから、その点からも被害は問題とならない。このほかに、警察が「架空名義口座」を譲渡することと、預貯金口座の不正な譲渡を禁じる犯罪収益移転防止法第 28 条との関係も問題となるが、「架空名義口座」を利用した措置は、預貯金口座

⁴ 「架空名義口座」に入金を行った者に当該財産の返還ができない場合、当該入金が犯罪グループの犯罪利用口座からなされているときには、当該犯罪利用口座に入金させられた特殊詐欺等の被害者に返還することも視野に入れて検討を実施したもの。

が犯罪に利用されることを防止するもので、むしろ同条の目的である「預貯金口座の利用の適正」の趣旨に適合するものであるため、この点についても相当性が認められるという結論になろう。

- 行政上の比例原則が、事前に行政が色々取り得る手段がある場合の選択の問題として適用されるものとの理解に立てば、本措置の相当性は、比例原則の問題の側面もあるかもしれないが、むしろ、行政がこのような措置を講じることが、行政措置についての信頼保護や信義則の観点から見てどうかという問題と捉えることができる。また、「架空名義口座」に振り込んだ者とそれ以外の口座に振り込んだ者の取扱いの平等性という問題も生じうるかもしれない。ただ、いずれにせよ、本措置に相当性があるとの結論に変わりはないのではないか。

③ 「架空名義口座」に移転した財産の取扱い

- 「架空名義口座」への振込人が特殊詐欺等の被害者であれば、その者に財産を返還することに異論はないだろうが、振込人が誰なのかが判明せず、振り込まれた財産の由来が判明しない場合に、それをどう扱うかが問題となってくる。
- 入金者が犯罪グループであったとしても、犯罪とは無関係な正当な資金が預けられることがあるなど、「架空名義口座」に係る預金債権の原因関係が解明できない場合の資金の取扱いが難しい。
- 一般的に行行政が債権を持つとその管理に多大なコストが掛かることから、債権管理ではない財産の処理方法を考えると良いのではないか。行政の債権管理にかかるコストを軽減させる観点から、一定期間申出を受け付けて、その期間を超過した場合には債権を消滅させるというスキームもあり得る。

④ 返還先の特定されない残余財産の取扱い

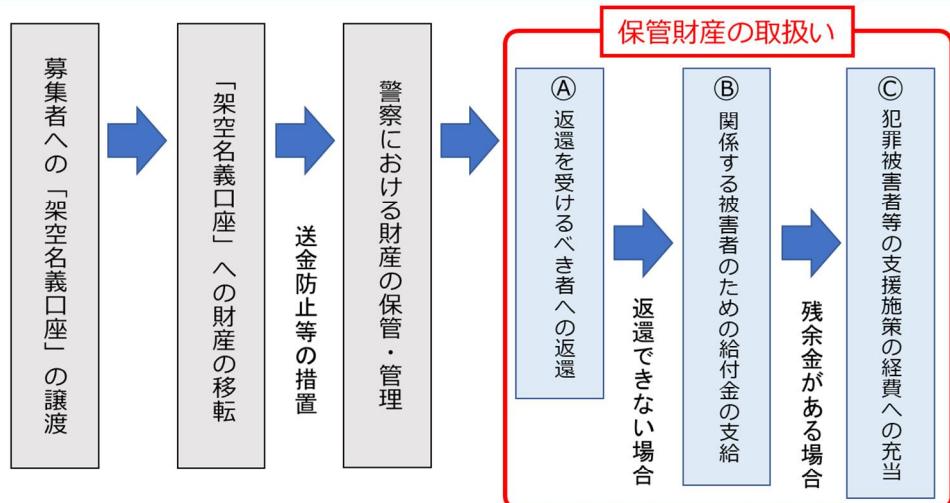
- 入金者に返還することとした上で、返還する先を特定できなかったら、広く犯罪の防止や犯罪の被害回復に充てられるようなものをやっていくことはあり得るだろう。
- 暗号資産やステーブルコインの口座を持つことも措置の対象に含めるのであれば、振込人が判明しない場合があることに留意が必要。

(3) 第1回懇談会での議論を踏まえた「架空名義口座」を利用した新たな措置のイメージ

第1回懇談会での議論を踏まえて、第2回懇談会では、「③「架空名義口座」に移転した財産の取扱い」に特に重点を置くこととし、次のイメージを用いて検討を行った。

【図12】 「架空名義口座」に移転された財産の取扱いの大枠のイメージ

「架空名義口座」に移転された財産の取扱いの大枠のイメージ

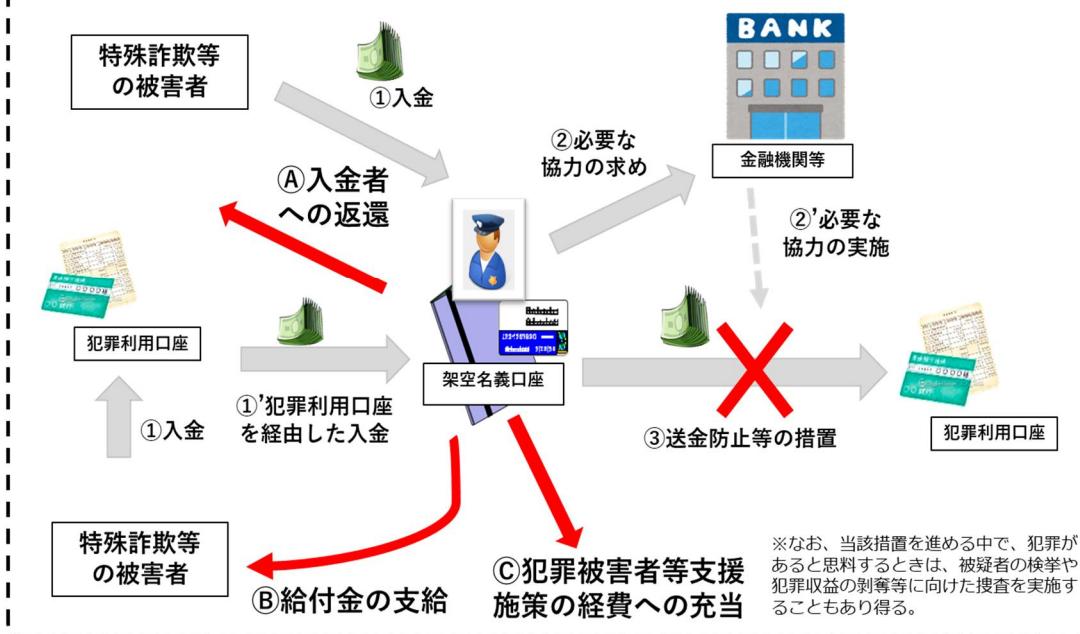


保管財産による重層的な被害回復・支援

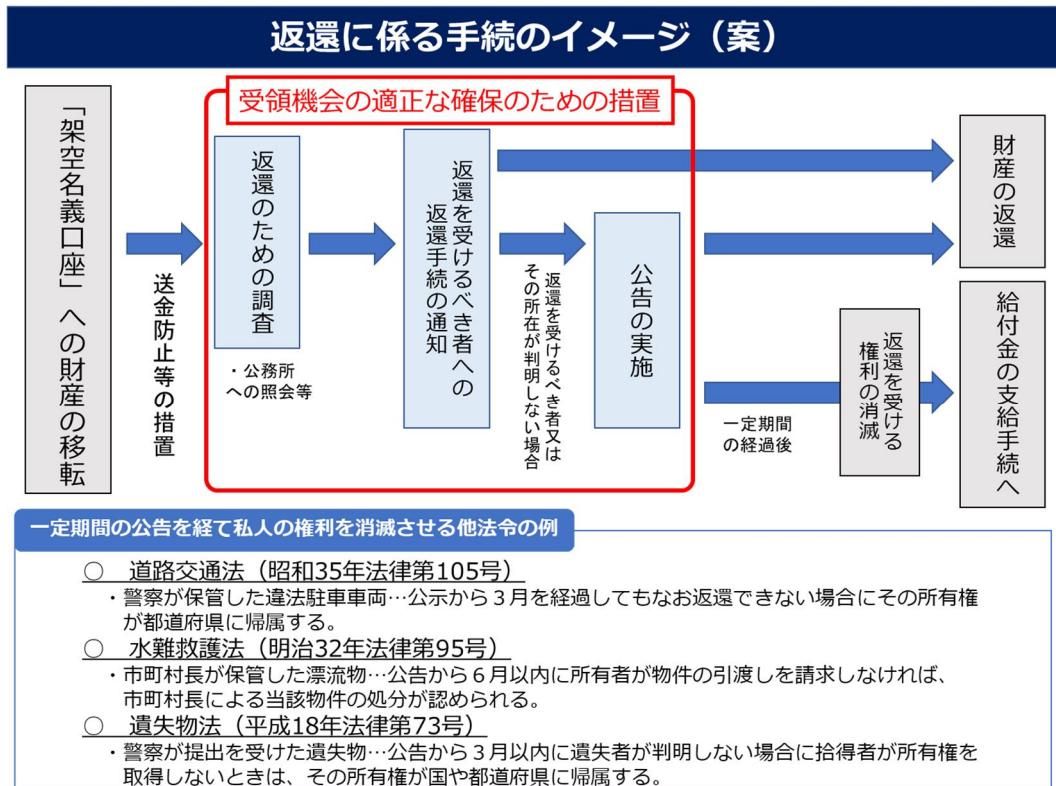
- できる限り多くの被害者の被害回復・支援を図る観点から、返還手続を経ても返還を受けるべき者が特定されない財産を原資として、関係する他の被害者の被害回復のための給付金の支給を行う。
- 同様の観点から、給付金の申請者がいないなど、なお残余金が生じる場合は、地方分権の重要性にも配意しつつ、これを犯罪被害者等の支援施策の経費に充てる方向で検討する。

【図13】 第1回懇談会の検討を踏まえた「架空名義口座」を利用した新たな措置のイメージ

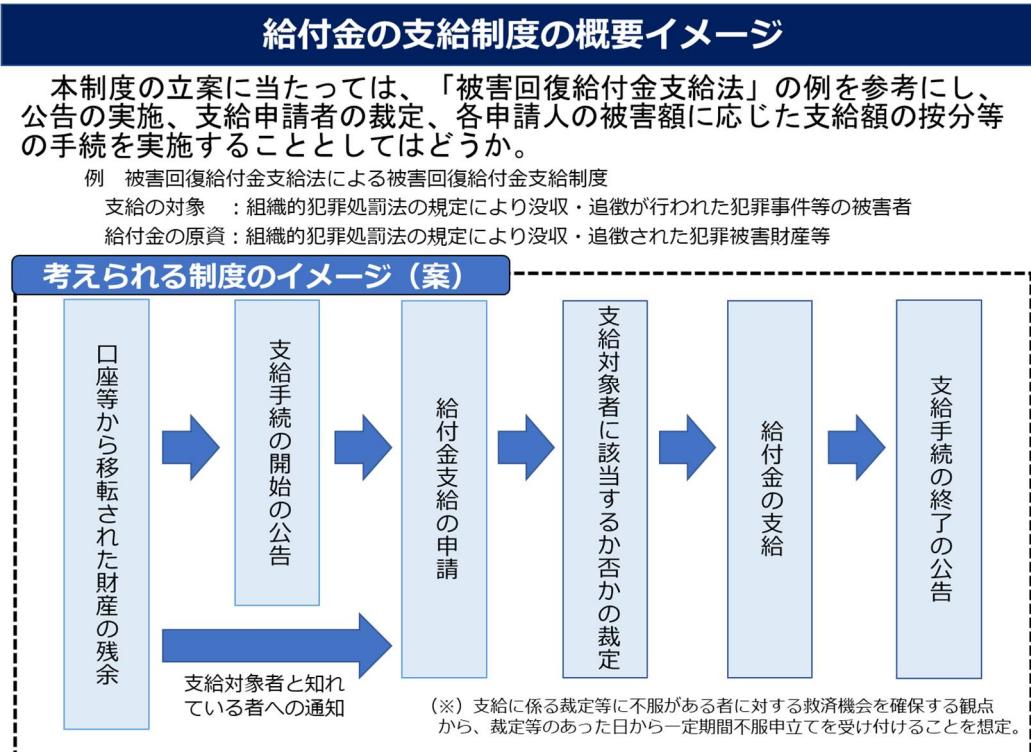
施策全体のイメージ



【図 14】 返還に係る手続のイメージ（案）



【図 15】 給付金の支給制度の概要イメージ



(4) 第2回懇談会での議論

第2回懇談会では、

- ① 「架空名義口座」に移転された財産の取扱い
- ② 返還に当たっての手続
- ③ 公告をしてもなお返還を受ける者が把握できない場合の保管財産の取扱い
- ④ 返還手続を進めることができない場合への考慮
- ⑤ 返還に係る費用等の負担
- ⑥ 紙付金の支給対象
- ⑦ 紙付金の支給手続の実施主体
- ⑧ 紙付金の支給申請期間
- ⑨ その他

について議論を行ったところ、懇談会を通じて、主に以下のような意見があった。

(主な意見)

- ① 「架空名義口座」に移転された財産の取扱い
 - 被害者が損害賠償請求等の民事手続で被害回復をする場合、まず保全処分を行うこととなるが、その際に被害者は保全しようとする財産の一定割合に相当する保証金を用意する必要があり、暴力団被害救援基金からの支援はあるものの、被害回復のハードルとなっている。また、保全処分と本案で2回の裁判をする必要があり、実際に被害回復がなされるまでには時間も掛かる。本措置において警察から返還を行う場合、被害者にとってこうした負担がなく、有意義な施策と考えられる。
 - 「架空名義口座」を利用した措置を実施することには賛成であり、また、当該措置の実施の結果として「架空名義口座」に入ってきた財産を被害者のために使うことも賛成である。ここで、「架空名義口座」に入ってきた財産の処理の手続を規定する必要がある。問題は、「架空名義口座」に入っている財産をどのようなものとみるかであって、二つの考え方があり得ると思われるが、行政の事務負担を軽減する観点からは、「返還」と「紙付金の支給」の制度は一本化する方向で考えるのがよいのではないかと考える。その上で、「架空名義口座」への直接の入金者かそれ以外かについて救済のレベルを分ける必要があるということであれば、申請者のステータスに応じて別途の取扱いを行うことは不可能ではないのではないか。なるべくシンプルな制度設計とすることを追求すべきである。
 - 返還手続と紙付金の支給手続はどちらも行う必要があり、両者を明確に分けるべきである。「架空名義口座」に直接入金した被害者にとって、警察が「架空名義口座」を提供したことが原因で被害金を振り込んだといえなくもなく、このような経緯に鑑みれば返還手続で全額を返還する必要がある。警察

は当該財産を費消することはなく全額が残っているので、全額の返還が可能である。他方で、給付金の支給については、犯罪利用口座を経由するものであり、全額の返還はほとんど不可能であり一部の返金しか受けられない性質のものである。返還と給付金の支給では被害者の状況にこのような違いがあるので、取扱いは分けるべきである。

- 「架空名義口座」を利用した措置は基本的には一般の人の知らないところで行われ、たまたま当事者になったときにだけ関係するものであり、大多数の人には関係のないものだと思う。その上で、たまたま当事者となった場合を考えると、「架空名義口座」を作らなければ被害金を振り込むことがなかつたのであれば、返還することによりその状態を元に戻せる方が分かりやすい。「給付金の支給」として一般的の振り込め詐欺の被害者と同じ扱いとすると、「架空名義口座」をなんで作ったのか分からなくなるような気がする。
- 返還手続については、被害者から「架空名義口座」に入金された全額を返還することになるが、給付金の支給手続については、犯罪利用口座から金銭が引き出され、被害者から入金された全額が残っているとは限らないため、被害額全額の支給ができるわけではないという違いがあることに留意する必要がある。
- 金融機関は「架空名義口座」を管理する立場となるが、一般の方からすると自分が振り込んだ口座が通常の口座なのか「架空名義口座」なのかは分からぬ。「架空名義口座」への被害金の入金については、直接の入金だけでなく、犯罪利用口座を経由した被害金の取扱いを含めて、振り込め詐欺救済法⁵が適用されるのか本措置が適用されるのかについて、整理が十分に行われる必要がある。

② 返還に当たっての手続

- 返還を受けるべき者の受領機会をできる限り確保する観点から、警察が必要な調査を行って、積極的に入金者を探し出した上で返還の手続を教示することについて異論はない。
- 本措置が導入された場合にその余波として、警察等になりすまして「手数料を頂ければ被害金の返還が可能である」といった形での詐欺や「口座番号等の個人情報を提出すれば被害金の返還対象かどうかを調べる」といった不正な情報搾取が発生することも懸念されるため、こうした詐欺等への対策として、そのような話はないのだということを広報する必要がある。
- 入金者になりすまして警察から財産の返還を受けようとする者は、犯罪グ

⁵ 犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律（平成 19 年法律第 133 号）

ループに限らず、個人もあり得るため、両方を念頭に置いた対策を講じる必要がある。

- 「架空名義口座」に入金した入金者が被害者なのか、犯罪グループなのか区別する調査に時間が掛かる（特に暗号資産の場合に顕著）ため、返還のための公告を開始する時期が遅くなることがあり得ることには留意が必要。

③ 公告をしてもなお返還を受ける者が把握できない場合の保管財産の取扱い

- 給付金の支給に必要な証拠資料の時の経過による散逸を防止する観点から、公告から一定の期間が経過した時点で、返還を受ける権利を消滅させることにより、できる限り早期に支給手続に移ることには賛成であり、公告の実施期間については、財産を元の所有者に返還するという点で、刑事訴訟法における押収物の還付と同じように考えることができるのではないかと思われる。すなわち、同法では、押収物を還付することができない場合には検察官が公告をし、公告をした日から6月以内に還付の請求がないときはその物は国庫に帰属することとされていることから、これを参考としてはどうか。

④ 返還手続を進めることができない場合への考慮

- 犯罪グループが「架空名義口座」に入金した財産の返還を求めてきた場合を想定すると、それは犯罪収益である可能性が高いので、警察としては当該財産の没収や追徴を念頭に置いた捜査を行う必要がある。そのほかにも、被疑者の検挙のための捜査を行う必要がある場合などを考えると、犯罪の捜査に支障がある場合には財産の返還を一時留保することを可能とするような法律上の根拠を設けることが必要となろう。
- 被害者の代理人弁護士からの「架空名義口座」に対する口座凍結要請のほか、債権者代位訴訟といった民事訴訟の提起等が考えられる。その場合には返還を一時的に留保しつつ、金融機関と警察が連携して対応することになると考えられるが、その際の金融機関の負担にも配慮する必要がある。

⑤ 返還に係る費用等の負担

- 本制度の持続可能性の確保を図り、より多くの被害者の救済を可能とする観点から、手数料等の返還に要する費用については返還を受ける者の負担とするとともに、返還に際して利息は付さない制度とすることが望ましいと考えられる。

⑥ 給付金の支給対象

- 振り込み詐欺救済法ができた当時は振込型の被害が大半を占めていたかも

しれないが、今は現金手交型、現金送付型、キャッシュカードをだまし取る形など、様々な交付形態がある。他方で、被害者が犯罪グループに現金を手交したような場合、「架空名義口座」に入金された金銭がその被害金であるかを追跡することは現実的に困難であると思われることから、給付金の支給対象範囲を、預貯金口座等を通じて被害金を移転させた被害者に限定することには合理的な理由がある。

- 給付対象者が複数いる場合、給付金の原資となる残余金がその被害総額に満たない場合が考えられるが、残余金の分配に当たっては、既にある制度を参考にして、そのような場合の分配が給付対象者間でアンバランスにならないよう、公平に行う必要がある。

⑦ 給付金の支給手続の実施主体

- 支給手続の公正性・中立性を確保する観点から、「架空名義口座」を利用した措置を講じた都道府県警察を管理する公安委員会を手続の実施主体とすべきと考えられる。
- 「架空名義口座」を開設した都道府県警察の管轄区域外にも被害者は存在し得るため、国の機関が一元的に公告を行うべきである。
- 警察が出した公告にみせかけてさらに詐欺が行われることも考えられるので、公告を実施する際には、それが警察によって発信された真正な情報であることが分かるようにデジタル署名を付けるなどの技術的な対応を行うことも検討してはどうか。

⑧ 給付金の支給申請期間

- 支給申請期間については、支給手続を行う他法令の例を見つつ、申請の機会を十分に確保することが可能となるよう期間を設定すべきと考えられる。

⑨ その他

- 本措置の制度設計に当たっては、協力する金融機関が法令違反や訴訟リスクにさらされることのないよう法的な立場が安定することや、被害金の返還や給付金の支給等に係る金融機関の実務負担にも配慮し、過度な負担を負うことがないようにする必要がある。
- 本措置の実施に当たり、協力する特定事業者に措置の支障となるような義務を課さないこととするのは当然のことではあるが、法的安定性の観点から、義務の適用が除外されることを明らかにするために明文の規定を置いた方が良いだろう。
- 「架空名義口座」という名称が用いられているが、警察が開設するもの以外

にも、「架空の名義の口座」というのは存在し得るので、警察が用いている口座かどうかが名称上分からない。法律を作成する段階や、一般市民に本制度に関する資料を提供するに当たっては、例えば「措置口座」など、警察が行う措置で利用する口座であることが明確となるような名称とした方が良いのではないか。

(5) 対策の方向性

以上のような議論を踏まえ、対策の方向性について、以下の共通認識が得られた。

【対策の方向性】

ア 本措置の法的性質や必要性等

- 本措置は、「架空名義口座」に入金された特殊詐欺の詐取金等の他の預貯金口座等への移転を防止するなどして、預貯金口座等の犯罪利用を防止するという行政上の目的を有した行政警察活動である。
- 一定数の預貯金通帳の不正譲渡等が引き続き行われることを前提として、預貯金口座等が犯罪に利用されることを防止するための新たな対策として「架空名義口座」を利用した措置を導入する必要性が認められる。
- 本措置は、現に詐欺等の犯罪又はマネー・ローンダリングを企図する者に対して警察が「架空名義口座」の譲渡等を行う点で、元々犯意がなかった者に、本措置がなければ起こらなかった犯罪を実行させるものではない。また、本措置は、「架空名義口座」を犯罪グループに譲渡等し使用させることにより、預貯金口座等が犯罪に利用されることを防止するものであり、「預貯金口座の利用の適正」を保護法益とする犯罪収益移転防止法第28条等の趣旨に反するものでもない。こうしたことから、警察が本措置を実施することについては、相当性が認められるものと解される。

イ 「架空名義口座」に移転した財産の返還

- 「架空名義口座」に移転された財産については、本来警察にとって取得原因のないものであり、警察は入金者に対してその返還を行う必要があることから、当該返還のための手続を設ける必要がある。
- 返還に当たっては、「架空名義口座」に入金した者の返還を受ける機会を適正に確保するため、当該入金者やその所在について警察が可能な限り調査を実施するとともに、これらが判明すれば返還手続を通知し、それでもなおその者又はその所在が判明しないときは、更に慎重な手続を経る観点から、広く公告を実施することが考えられる。
- 入金者になりました者が警察から財産の返還を受けようとするのを防止する観点から、必要な対策を実施すべきである。具体的には、警察官が財産を返還する際

は、返還を受けようとする者に対して必要な資料を求め、質問をすることができます」ととするほか、これらの求めや質問に対し、虚偽の報告等を行った者に対しての罰則を設けることが考えられる。

- 返還手続を進める過程で、入金者が犯罪グループであると思料される場合や入金された財産が犯罪収益であると思料される場合には、刑事訴訟法や組織的犯罪処罰法等の法令に基づき可能な限り、捜査を尽くし、被疑者の検挙や犯罪収益の剥奪を目指すべきである。仮にも、警察が返還手続のために犯罪グループに接触した場合には、警察による本措置の実施が犯罪グループに看破される結果、これらの者が逃走や罪証隠滅等を図ることが予想されるところであり、また、入金された財産が犯罪収益であると思料されるにもかかわらず、犯罪グループにその返還を行った場合には、当該財産が隠匿・処分され、犯罪収益の剥奪が困難になるとともに、犯罪による収益の移転防止を図るという法の目的に反する結果となり得る。

また、債権者代位訴訟などの民事訴訟の提起等も想定される。

これらを踏まえ、一定の場合には返還手続を一時留保できるようにするなど、犯罪の捜査や本措置の実施等に支障が生じないようにするための措置を講ずることを検討すべきである。

- 本制度の持続可能性の確保を図り、より多くの被害者の救済を可能とする観点から、返還に要する費用については返還を受ける者の負担とするとともに、返還に際して利息は付さない制度とすることが望ましい。
- 警察になりすまして本措置の手数料名目や調査名目で金銭や個人情報を求めるなどの手口の詐欺等の発生も懸念されるため、必要な広報を実施するなど、こうしたなりすましを防止するための対策を実施すべきである。

ウ 納付金の支給

- 公告してもなお返還できない場合の保管財産については、当該保管財産が何らかの詐取金や被害金に由来する蓋然性が高い点も踏まえ、「架空名義口座」に直接財産を移転した被害者以外の被害者の被害回復のための納付金の原資とすることが望ましいと考えられることから、当該納付金の支給の手続を定めるべきである。
- 納付金の支給対象については、振り込め詐欺救済法における被害回復のための分配金で、その支払対象を振込利用犯罪行為⁶の被害者としていることを参考にし、同様の範囲の被害者（返還の対象となる「架空名義口座」に直接入金した被害者を除く必要）とすることが考えられる。この点、特殊詐欺等においては、被害者が被害金を犯罪グループに現金手交するといった場合も考えられるが、当該現金手交等の場合に「架空名義口座」に入金された金銭がその被害金であるかを追跡することには実務

⁶ 詐欺等の人の財産を害する罪の犯罪行為で、被害者から預金口座等への振込みが利用されたもの。

上の困難が伴う。こうした被害者を支給対象に含めた場合には、その追跡のために支給手続が遅延・停滞化し、早期の被害回復が実現できなくなることが予想されることから、支給対象に含めないこととしてもやむを得ないものと考えられる。

- 給付金の支給に必要な証拠資料の時の経過による散逸を防止する観点から、公告から一定の期間が経過した時点で、入金者の返還を受ける権利を消滅させることにより、できる限り早期に支給事務に移すこととすべきである。この点、他法令における行政が保管した財産に関する権利消滅の例を参考にしつつ、かつ、できる限り長い期間を確保する観点から、公告から一定期間、例えば6月を経過した時点で当該権利を消滅させることが相当である。
- 支給手続の公正性・中立性を確保する観点から、「架空名義口座」を利用した措置を講じた都道府県警察を管理する公安委員会を手続の実施主体とすべきである。
- 支給手続に係る公告については、支給対象者の利便性を確保する観点から、警察庁等が全国一元的に行なうことが望ましい。
- 支給申請期間については、支給手続を行う他法令の例を見つつ、申請の機会を十分に確保することが可能となるよう期間を設定することが望ましい。

エ 犯罪被害者等の支援への活用

- 給付金支給手続の後も残余する財産については、当該財産の性質を踏まえ、広く犯罪被害者等の支援のために用いられることが適当であることから、地方公共団体の自主性にも配意しつつ、都道府県において犯罪被害者等の支援施策に必要な経費に充てる方向で検討すべきである。

オ その他

- 本措置の実施に当たり、犯罪収益移転防止法において特定事業者に課している取引時確認等の義務を警察が「架空名義口座」を利用する場合にも同様に適用する必要はなく、これら法的義務の適用を除外する必要のあるものについては、法律上明確にするなど、具体的な制度設計に当たっては、協力する金融機関の実務負担だけでなく、法令違反や訴訟リスクにさらされることのないよう法的な立場が安定するようすることにも配慮すべきである。
- 「架空名義口座」に入金された財産については、振り込め詐欺救済法による手続の対象とはならず、本制度による返還の対象や給付金の原資等となることを明確にすべきである。

【図 16】 懇談会における議論の概要

**金融サービスを悪用したマネー・ローンダリング
への対策に関する報告書（概要）**

背景

近年、匿名・流動型犯罪グループが関与する特殊詐欺等の被害は極めて憂慮すべき状況であり、これらの犯罪においては、預貯金契約等の金融サービスがマネー・ローンダリングに悪用されている状況。こうした状況を踏まえ、以下につき検討を実施。

検討項目

①預貯金通帳の不正譲渡等の罰則の強化
②「送金バイト」への対応
③「架空名義口座」を利用した新たな措置の在り方

「国民を詐欺から守るために総合対策2.0」（政府決定）でも、これらに係る検討等が記載。

対策の方向性

①預貯金通帳の不正譲渡等の罰則の強化

【前提】預貯金通帳の不正譲渡等については、特殊詐欺等の前提となり得る犯罪といえるところ、近年特殊詐欺等の被害が急速に増加。本罰則の検挙件数も増加傾向。

- 本行為の当罰性や法益保護の重要性が高まっており、**罰則の強化が必要**である。
- 引上げの程度については、**他法令との均衡を考慮**しつつ検討すべき。
- 預貯金通帳の不正譲渡等が犯罪であることの**広報も併せて実施する必要**がある。

②「送金バイト」への対応

【前提】預貯金通帳の不正譲渡等の罰則の「送金バイト」への適用は困難。

- 本行為は実質的には他人名義の口座等を不正に利用する行為で、通帳の不正譲渡等と実質的に同価値の脱法的行為であり、**罰則の創設が必要**である。
- 規制に当たっては、**有償での行為に限定**するとともに、**正当な社会経済活動等の一環で行われる送金代行行為を規制の対象から除くべき**。

③「架空名義口座」を利用した新たな措置の在り方

【前提】新たな対策として、以下のような措置を講じることを前提に検討。

① 警察官が「架空名義口座」を、SNSで口座売買を誘引する者等に譲渡等。
② 同口座への入金後、その利用停止措置を講じるなどして財産の散逸を防止。

- 引き続き預貯金通帳の不正譲渡等が行われることを踏まえ、預貯金口座等の犯罪利用防止のための**新たな対策として本措置を導入する必要性**が認められる。
- 本措置は、元々犯意のなかった者に本措置がなければ起こらなかつた犯罪を実行させるものではないこと等から、**相当性**が認められる。
- 入金された財産は被害者等に原則返還するが、返還されなかつた財産は一定の手続を経て**他の被害者の被害回復のための給付金**の原資とし、なお残余した金銭は都道府県で**犯罪被害者等の支援施策に充てられる方向で検討すべき**。

第4 おわりに

本懇談会では、金融サービスを悪用したマネー・ローンダリングの実態やこれに対処するための新たな対策の方向性を本報告書に取りまとめたところである。

今後、警察庁において、本報告書の内容を踏まえ、匿名・流動型犯罪グループによる巧妙化・多様化するマネー・ローンダリングに対して実効的な対策が講じられることを期待する。

最後に、本懇談会は、本報告書がマネー・ローンダリングの防止、匿名・流動型犯罪グループの壊滅につながり、我が国の治安課題の解決に資することを心から願うものである。

参考資料1 金融サービスを悪用したマネー・ローンダリングへの対策に関する懇談会
委員名簿

【有識者委員】

座長 川出 敏裕 東京大学大学院法学政治学研究科教授

委員 金子 正志 弁護士

佐古 和恵 早稲田大学理工学術院教授

中里 和義 一般社団法人全国銀行協会コンプライアンス部長

野口 貴公美 一橋大学大学院法学研究科教授

橋爪 隆 東京大学大学院法学政治学研究科教授

米山 眞梨子 公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・
相談員協会常務理事

(敬称略、委員は五十音順)

【警察庁出席者】

刑事局組織犯罪対策部長 大濱 健志

長官官房審議官（刑事局・犯罪収益対策担当） 松田 哲也

刑事局組織犯罪対策部組織犯罪対策第一課長 鎌谷 陽之

参考資料2 金融サービスを悪用したマネー・ローンダリングへの対策に関する懇談会
開催状況

【第1回】 令和7年9月18日（木）

- 自由討議

【第2回】 令和7年11月27日（木）

- 自由討議

【第3回】 令和7年12月25日（木）

- 報告書取りまとめ